

令和7年度（2025年度）日本語指導コーディネート事業業務委託仕様書

この仕様書は、日本語指導コーディネート事業の概要を示すものであって、日本語指導コーディネート事業業務受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施に当たっては、本仕様書に記載されていない事項についても、熊本県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

1 業務委託の目的

日本語指導を必要とする児童生徒に対し、学校等において、日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うことで、適切な教育の機会を提供し、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

3 業務委託の受託者の数

1事業者とする。

4 委託業務内容

業務内容は次のとおりとし、具体の項目については、別紙明細表のとおりとする。

（1）日本語指導員等を養成し、派遣するコーディネート業務について

ア 乙は、本事業について広く周知を図るために、各市町村教育委員会（熊本市を除く）に、契約締結後速やかに電話等により本事業についての情報提供を行う。

イ 乙は、甲からの依頼により、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する関係市町村教育委員会（熊本市を除く）の支援員等を対象にした研修を企画し、県内の市町村教育委員会に周知を行うとともに、日本語指導を行う団体や日本語指導の専門家等と連携して研修会を実施する。

ウ 乙は、甲又は市町村教育委員会（熊本市を除く）からの依頼により、日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語能力の把握を行っていない当該児童生徒に対するアセスメントを実施し、そのフィードバックを関係市町村教育委員会に行うとともに、具体的な支援策の提示を行うための日本語指導員等を派遣する。

エ 乙は、市町村教育委員会（熊本市を除く）の求めに応じて、4（1）イにおいて、アセスメントを実施した当該児童生徒への支援に係る会議等に

参加する。

オ 乙は、県内の日本語指導を行う関係団体や専門家と連携を図り、甲または市町村教育委員会（熊本市を除く）から日本語指導が必要な児童生徒への学習支援のための日本語指導員等の派遣について相談を受けた場合は、その条件に合う人材について情報提供を行う。

カ 乙は、甲が主催する日本語教育支援連絡協議会に参加する。

キ 乙は、甲が主催する実務担当者会に参加し、本事業の進捗状況について報告を行う。

（２）電話等での相談対応について

ア 使用する機器は、乙が準備し、それに伴う費用を負担する。

イ 乙は、日本語指導を必要とする児童生徒の保護者、学校関係者及び市町村教育委員会等からの相談に電話、電子メール又はオンラインで対応する。なお、相談内容については、必要に応じて関係教育委員会に情報提供を行う。

ウ 乙は、相談件数及び相談内容について月ごとに集計し、翌月の７日までに甲に報告する。

エ 乙は、電話等による相談業務に当たって、事前に各市町村教育委員会（熊本市を除く）及び各県立学校に配布する案内チラシを作成し、そのデータを甲が指定する日までに納品する。また、各市町村教育委員会及び県立学校に、甲が指定する枚数を紙媒体で送付する。なお、送付に係る費用は乙の負担とする。

オ 相談窓口の開設については、乙のホームページ等を活用して広く周知する。

カ 乙は、専用回線を設置し、相談や問い合わせに原則１営業日中に対応する。なお、就学、教育課程、学習評価、進学に関する相談については県教育委員会に事前に相談の上、回答する。

５ その他の条件

（１）秘密の保持

乙は、甲から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしはならない。

（２）その他

乙は、本仕様書に基づいて業務を実施し、本仕様書に示されていない事項については、甲とその都度協議の上で決定する。